

浜松市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成26年6月

浜松市通学路交通安全対策連絡会

1. プログラムの目的

本市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の制定以後、「浜松市交通安全計画」に基づき、様々な交通安全対策を強力に推進してきました。

この中において、子どもの安全な通学環境を確保するため、学校周辺での歩道等の設置による安全な歩行空間の確保や自転車通行環境の改善、自動車の速度抑制対策、交通指導取締りの強化等の対策を講じるなど、関係機関が連携し積極的な対策を実施してきましたが、依然として年間9千件を超える交通死傷事故が発生している状況において、子どもが関係する事故も1割を超えており、子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策が一層求められています。

平成24年には、全国で登下校中の児童生徒が巻き込まれる痛ましい事故が相次いで発生したことから、本市においても市内各小学校の通学路において関係機関による緊急合同点検を実施し、点検結果に基づき各種の安全対策を講じる中で通学路の更なる安全確保に努めているところです。

このような中、平成25年12月6日付け3省庁（文部科学省、国土交通省、警察庁）連名通知「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」により、継続的な通学路の安全確保に関する取組を推進していくために必要と考える基本的な進め方が示されました。

通学路対策については、地域毎の交通特性や事故発生要因が多種多様にわたる中、早期の対策実施及び効果の発現が求められることに加え、現在進められている学校規模適正化事業や大規模開発等に伴う児童生徒数の変化等へも柔軟に対応していく必要があります。

このため、本市では関係機関の連携を強化し、効果的且つ効率的な通学路の安全確保に向けた取組を継続することを目的として、「浜松市通学路交通安全対策連絡会」を組織し、同連絡会規約第3条に基づき、通学路の安全確保に向けた取組方針となる「浜松市通学路交通安全プログラム」を策定することとしました。

また、安全な通学環境の確保の為に、基盤となる施設整備と合わせ、道路利用者である全ての人に対する「交通安全教育」が不可欠です。

本プログラムにおいては、園児・児童・生徒をはじめ社会全体に対する「交通安全教育」を計画的に実施することにより、交通安全思想の普及徹底を図り、自ら危険を予測し回避する意識や能力を高めるとともに、他者の安全にも配慮する意識を向上させるための取組を推進していくこととしています。

2. 通学路の安全確保に向けた取組方針 ～施設整備（ハード対策）～

（1）施設整備（ハード対策）に関する基本的方針

連絡会では、継続的な通学路の安全確保のため、関係機関合同により定期的に通学路の安全点検を実施し、要対策箇所の抽出や対策内容の検討・実施、効果検証や進捗管理に取り組みます。

これら取組を「PDCAサイクル」として実施することにより、通学路の更なる安全性の維持・向上に努めます。…（別紙1参照）

（2）定期的な通学路安全点検の実施

①安全点検の体制

通学路の安全点検は、市内各市立小中学校・幼稚園が主体となり、PTA、自治会（地域）等と連携し、校（園）区や地域の実情に応じた方法で実施します。

②安全点検の実施時期等

連絡会は、毎年3月上旬に各市立小中学校・幼稚園に対し通学路の安全点検の実施及び実施時期を通知し、各市立小中学校・幼稚園では通知に基づき毎年1回、校（園）区単位で安全点検を実施します。

ただし、その他安全点検を実施しなければならない特段の事由が生じた場合には、関係機関の協力により随時点検を実施します。

③安全点検結果の報告

各市立小中学校・幼稚園は、通学路安全点検の結果に基づき整備が必要であると認められた箇所について、以下の資料を連絡会事務局へ提出します。

「通学路整備要望調査票」 …（別紙2参照）

「通学路整備要望箇所地図・画像表」 …（別紙3参照）



(3) 関係機関による現地調査の実施

連絡会では、事務局において各市立小中学校・幼稚園から提出された「通学路整備要望調査票」及び「通学路整備要望箇所地図・画像表」の確認・精査を行い、担当となる機関へ現地調査及び対策内容の検討を依頼します。

担当となった機関は、「通学路整備要望調査票」及び「通学路整備要望箇所地図・画像表」の内容に基づき現地調査を実施し、対策実施の可否及び対策内容の検討を行います。

(4) 対策の検討

担当となった機関は、現地調査結果に基づき、整備要望箇所の地域性や交通状況など諸条件の整理を行い、事故リスクの解消に向けて歩道や防護柵の設置等のハード対策、交通規制や交通安全教育、通学路変更などのソフト対策など、多面的な視点から効果的且つ効率的な対策内容の検討を行います。

(5) ヒアリングの実施

担当となった機関が現地調査を行った結果、更に詳細な検討が必要である、もしくは諸条件により対策の実施が困難であると判断された箇所については、学校関係者を対象としたヒアリングを各区単位で実施し、詳細な要望内容の聞き取りを行った上で対策方法を検討します。

(6) 合同現地調査の実施

ヒアリングを実施した結果、対策の検討に際し追加の調査が必要であると判断された箇所については、関係機関合同での現地調査を実施します。

なお、合同現地調査については、ヒアリング実施後に実施するものとし、調査日程など関係機関との調整は連絡会事務局にて行います。

(7) 対策の実施

担当となった機関は、現地調査やヒアリングにより対策内容が決定した場合、対策を実施するものとし、早期に対策効果を発現させる為、関係機関が連携を図り円滑な事業の実施に取り組みます。

対策内容決定後に不測の事態が生じ、当初予定していた対策の実施が困難となった場合には、代替案の検討を行い、実施可能な対策を講じるものとし、代替案については連絡会事務局より関係する市立小中学校・幼稚園へ通知します。

なお、対策の実施時期については以下のとおりとします。

①随時対策を実施するもの

整備要望内容に基づき、担当となった機関が調査・検討した結果、「対応可能」と判断した箇所については、対策を実施します。

②ヒアリング後に対策を実施するもの

整備要望内容に基づき、担当機関が現地調査を行った結果、更に詳細な検討が必要である、もしくは諸条件により対策の実施が困難であると判断された箇所については、ヒアリングの実施により対策内容が決定した時点において、対策を実施します。

③次年度以降に対策を実施するもの

対策の実施にあたり予算措置や用地取得などの諸条件により、当該年度内での対応が困難である場合には、担当となった機関において、次年度の実施に向けて、予算措置や関係機関との調整を行うものとします。

(8) 進捗状況の把握

担当となった機関は、整備が必要であると判断した箇所について、毎年度末に進捗状況を連絡会事務局に報告するものとします。

なお、進捗状況の報告は原則として通学路整備要望調査票が提出された年度を含めて5年間とします。ただし、対策実施中の要望については、完了するまで進捗状況を報告するものとします。

(9) 対策効果の検証

連絡会では、対策実施箇所において、実際に期待した効果が発現されているか、また児童・生徒などが安全になったと感じているのかなど、事業効果の検証を実施するため、対象通学路を使用している児童・生徒や保護者を含めた地域住民へのアンケートの実施など対策効果の把握の為の手法を検討し、必要に応じて効果検証を実施するものとします。

(10) 対策の改善・充実

連絡会では、対策実施箇所について、対策完了後の事故発生状況や効果検証の結果を踏まえ、追加対策の検討や対策内容の改善・充実を図るものとします。

また、改善内容が他の対策箇所へフィードバックされるよう連絡会での情報共有を図ります。

(11) 対策箇所一覧表、箇所図等の公表

連絡会は、各市立小中学校、幼稚園単位での安全点検結果や対策内容について、下記資料を毎年度末に作成し、窓口・ホームページ等で公表します。

ただし、「通学路整備要望箇所地図・画像表」については防犯上の安全確保の観点から窓口での閲覧に限るものとし、閲覧者については身分確認を実施し、記録・保存するものとします。

なお、連絡会及び関係機関以外への「通学路整備要望箇所地図・画像表」の複製・貸与等は認めないものとします。

<公表資料>

① 当年度の要対策箇所及び対策実施状況

- ・通学路整備要望箇所地図・画像表 …… (※別紙3参照)
- ・要対策箇所区別一覧表 …… (※別紙4参照)

② 過去5年間の対策実施状況

4. 通学路の安全確保に向けた取組方針 ～交通安全教育（ソフト対策）～

（1）交通安全教育（ソフト対策）に関する基本的方針

通学路の更なる安全確保のため、浜松市交通安全計画（現行：第10次）に基づき、児童・生徒をはじめ保護者や地域住民など、各世代への交通安全教育を強力に推進することにより、市民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるよう取り組みます。

また、交通安全教育や普及啓発活動については、指導者の育成を図るほか、市、警察、関係機関・団体、家庭、学校、職場、地域社会等がそれぞれの特性を生かし、相互に連携するとともに、子ども、親、高齢者の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努めるなど、地域ぐるみの活動を推進します。



（2）各世代別での交通安全教育の実施

① 幼児と母親を対象とした交通安全教育

幼児の心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者として交通事故に遭わないために必要な技能と知識の習得がされるようにします。

② 小学生の交通安全教育

児童の心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車利用者として、交通事故に遭わないために必要な技能と知識を習得させることにより、道路及び交通の状況に応じて危険を予測・回避して安全に通行する意識及び能力を高めます。

③ 中学生の交通安全教育

日常生活における自転車利用を中心に、交通事故に遭わないために必要な技能と知識を習得させることにより、危険を予測し回避する意識や能力を高め、社会の一員として交通ルールを遵守し、責任をもって行動できるようにします。

④高校生の交通安全教育

自転車利用者として安全に道路を通行するために必要な知識や技能を習得させることにより、危険を予測し回避する意識や能力を高め、社会の一員として交通ルールを遵守し、責任をもって行動できるようにします。

⑤若者の交通安全教育

若年層の交通安全意識の高揚を図るため、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

⑥一般への交通安全教育

地域、職場において安全運転を具体的に教える実践的、体験的な講習会を開催し、自発的な安全行動を促すとともに、社会的責任の自覚を醸成します。

⑦高齢者への交通安全教育

高齢者講習等の実施や、地域における生活に密着した交通安全活動を充実させることで、高齢者の交通安全教育を推進します。

【実施例】

- ・参加・体験・実践型など各種交通安全教室の実施
- ・交通安全啓発グッズの配布
- ・交通安全リーダーと語る会の開催
- ・「小学校事故ゼロチャレンジ」の実施
- ・交通安全教育推進モデル小学校
- ・通学、帰宅時における自転車マナー指導
- ・「高校生交通安全標語コンクール・ポスターコンクール」の開催
- ・若者運転者交通安全研修会
- ・優良運転者の表彰
- ・無事故無違反コンクールの開催
- ・企業講習の開催
- ・のぼり旗、交通安全標語看板の設置
- ・運転免許証自主返納の推進
- ・自発光式反射材の着用を推進 など
- ・高齢者受給者証への交通安全チラシの封入 など

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

①交通安全運動の推進

市民全体に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるための市民運動として、関係機関・団体が連携・協働し、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

また、交通安全運動を効果的に推進するため、運動の趣旨を市民一人ひとりに周知するとともに、市をはじめ、教育委員会、各警察署等関係機関・団体は相互に緊密な連携・協働を保つとともに、推進体制の強化・充実を図ります。

②自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに、交通マナーを実践しなければならないことを周知します。

自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）を活用するなどにより、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

【取組事項】

- ・歩道通行時におけるルールについて周知・徹底を図ります。
- ・夕暮れから夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車のライトの点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材の取付けを推進します。
- ・自転車で同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。
- ・幼児・児童の自転車用ヘルメットについて、あらゆる機会を通じて保護者等に対し、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、着用の徹底を図ります。

③反射材・自発光式反射材の着用促進

夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材・自発光式反射材の着用について、交通安全運動や交通安全教室などで普及を図ります。

また、反射材の視認効果や使用方法等についての理解を深めるため、関係機関・団体と協力し積極的に普及活動に取り組みます。

◆浜松市通学路交通安全対策連絡会 対策実施フロー



関係機関			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域	保護者	PTA会長	【合同点検の実施】 小中学校・幼稚園が主体となり、地域と連携し校(園)区単位で通学路の点検を実施												
	自治会	連合自治会長 自治会長													
教育委員会	学校	幼稚園 小学校 中学校		整備要望箇所の抽出 報告		ヒアリングの実施									
	学校教育部健康安全課 こども家庭部幼保運営課		通学路整備要望 依頼	区に調査票を整理分類 毎機関係											
交通管理者	静岡県警察(市内6警察署) 浜松市警察部			配布											
道路管理者	国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所			【対策の検討①】 健康安全課から送付された「通学路整備要望調査票」に基づき、各機関が個別に現地調査を実施し、対応の可否、対策内容等を検討する											
	浜松市土木部 道路企画課	土木整備事務所	前年度対策箇所の効果検証												
普及啓発	各区	まちづくり推進課 行政センター		改善・充実											

整備要望番号	
--------	--

作成日	
区名	
担当自治会	

令和6年度 通学路整備要望調査票

学校・園名	
電話番号	

校長名	
担当者名	

整備要望の有無	
---------	--

1 整備要望箇所の状況

路線名					
所在地					
状況・様子					
通学路使用者数					
要望する安全対策					
自治会の意見					
PTAの意見					
児童・生徒の意見					
過去、同箇所での通学路整備要望提出状況		「有」の場合その年度	過去、同箇所での自治会要望書提出状況		「有」の場合その年度

2 対応状況

① 対応担当部署回答(6月回答)

担当部署名	
-------	--

対応方針	
対応内容	

② ヒアリング検討の結果

対応部署名	
-------	--

対応方針		代替対策内容	
検討結果の内容 (対策内容がその他の場合、その内容)			

③ 12月現在の対応状況

対応回答部署名	
---------	--

対応方針		完了予定時期等	
対策実施内容			
対応状況の内容 (対策内容がその他の場合、その内容)			

通学路整備要望箇所地図・画像表

整備要望番号	0	学校・園名	0
--------	---	-------	---

○整備要望箇所の地図 ≪住宅地図等を貼付し、整備要望箇所を明確に示してください≫

ここをダブルクリックで
データを挿入

○整備要望箇所の画像 ≪危険な状況、対策要望箇所が明確にわかる写真を添付≫

ここをダブルクリックで
データを挿入

ここをダブルクリックで
データを挿入

ここをダブルクリックで
データを挿入

ここをダブルクリックで
データを挿入

浜松市内 通学路 要対策箇所一覧表 【令和〇〇年度】

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

〇〇区

【〇〇小学校】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策（予定）内容	事業主体	対策（予定）年度

対策検討メンバー：

【〇〇中学校】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策（予定）内容	事業主体	対策（予定）年度

対策検討メンバー：

〇〇区

【〇〇幼稚園】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策（予定）内容	事業主体	対策（予定）年度

対策検討メンバー：

【〇〇小学校】

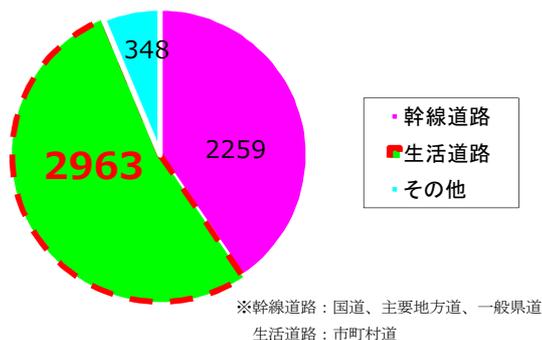
番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策（予定）内容	事業主体	対策（予定）年度

対策検討メンバー：

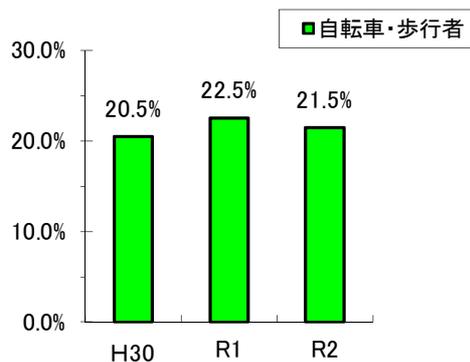
生活道路対策の取組について

(1) 浜松市の事故状況

本市の人身交通事故件数は、R2で5,570件発生しており、このうち、生活道路が2,963件で約53%発生しております。また、自転車・歩行者事故はR2で1,195件発生しており、人身事故件数の約22パーセントと高い水準になっています。これらのことから、生活道路における歩行者・自転車の安全確保が求められている。



【R2 道路別事故件数】



【H30～R2 自転車・歩行者事故件数】

取組の流れ



(2) 地元協議会の設立

生活道路の安全対策は、自治会（地域）や学校、道路管理者、警察等が連携し、推進体制を構築することで地域の実情に応じた安全対策を検討します。



【ヒヤリマップの作成】

地域住民が普段生活している上で、危険と
感じる箇所を調査しヒヤリマップを作成。



【現地地点検】

現地で道路状況や危険箇所を確認し、安全
対策を検討。

(3) 安全対策

生活道路内の安全対策については、幹線道路から生活道路へ進入する車両の抜道利用を抑制するとともに、走行速度を 30km/h 以下に落とさせることでエリア内における
歩行者・自転車の安全を確保します。

対策メニュー例

進入口を入りにくくする




スムーズ歩道 ライジングボラード

走行速度を抑制する





凸部(ハンプ) 狭さ シケイン



● 進入抑制対策
● 速度抑制対策
● 歩行者・自転車の空間を優先確保する対策

○ 公安委員会により実施される交通規制、交通管制及び交通指導取締りと連携

ゾーン30
(都道府県公安委員会)



歩行者・自転車の幅員を優先して確保する




(イメージ)

危険箇所を対策する



防護柵

(出典：国土交通省HPより)

浜松市の対策事例



【交差点カラー舗装】

佐鳴台地区



【狭さく設置】

船越・野口・八幡地区



【自転車への注意喚起】

佐鳴台地区



【グリーンベルト設置】

佐鳴台地区

(4) 対策地区の公表

H30.2 時点で市内 4 箇所を対策エリア指定

- ① 佐鳴台地区(佐鳴台小学校、佐鳴台中学校含む)
- ② 船越・野口・八幡地区(船越小学校、八幡中学校含む)
- ③ 曳馬地区(曳馬小学校含む)
- ④ 飯田地区(飯田幼稚園、飯田小学校、東部中学校含む)

<公表資料>

- ・エリア指定箇所 一覧 … (※別紙 6 参照)
- ・登録エリア図 … (※別紙 7 参照)

浜松市生活道路対策 登録エリア

別紙6

平成30年3月30日現在

中区

【佐鳴台地区】

番号	路線名	箇所名・住所	指定年度	エリア内の幼稚園、小・中学校	対策（予定）内容	対策（予定）年度
1	佐鳴台団地線ほか	佐鳴台	平成28年度	佐鳴台小学校、佐鳴台中学校	グリーンベルトの設置 路面表示等のソフト対策	平成28年度

【船越・野口・八幡地区】

番号	路線名	箇所名・住所	指定年度	エリア内の幼稚園、小・中学校	対策（予定）内容	対策（予定）年度
2	船越18号線ほか	船越町 野口町 八幡町	平成28年度	船越小学校、八幡中学校	物理的デバイス設置 路面表示等のソフト対策	平成28年度～

【曳馬地区】

番号	路線名	箇所名・住所	指定年度	エリア内の幼稚園、小・中学校	対策（予定）内容	対策（予定）年度
3	高林茄子1号線ほか	曳馬1丁目	平成28年度	曳馬小学校	物理的デバイス設置 路面表示等のソフト対策	平成30年度～

南区

【飯田地区】

番号	路線名	箇所名・住所	指定年度	エリア内の幼稚園、小・中学校	対策（予定）内容	対策（予定）年度
4	飯田56号線ほか	飯田	平成29年度	飯田幼稚園、飯田小学校、東部中学校	物理的デバイス設置 路面表示等のソフト対策	平成30年度～

さなるだい
佐鳴台地区

別紙7



登録エリア:  

出所: 国土地理院の電子地形図

ふなこし のぐち はちまん
船越・野口・八幡地区



出所: 国土地理院の電子地形図

ひくま 曳馬地区



小

曳馬小学校

登録エリア: 

出所: 国土地理院の電子地形図

飯田地区



飯田小学校



飯田幼稚園



東部中学校



登録エリア:  

出所: 国土地理院の電子地形図



浜松市

みんなで創る、元気な未来。